



第2回 丹波東部(竹田川流域圏) 地域総合治水推進協議会の開催について

兵庫県では、平成24年4月に施行した「総合治水条例」に基づいて計画地域ごとに地域総合治水推進計画を策定し、国・県・市町・県民が連携した総合治水を推進しています。

また、丹波東部(竹田川流域圏)地域総合治水推進計画は、平成26年3月に策定し、おおむね10年が経過したことから、令和6年3月12日に第1回地域総合治水推進協議会を開催し、10月16日に意見交換会を行いながら、気候変動や最新の社会情勢等を踏まえた改定作業を進めています。

このたび、計画の改定(案)がまとまり、各委員にご意見等をいただき、第2回地域総合治水推進協議会を下記のとおり開催します。

記

- 開催日時：令和7年1月30(木)14時00分～16時00分
- 開催場所：柏原総合庁舎 柏原職員福利センター1階会議室
- 開催方式：協議会は公開で開催します。
傍聴の受付は、当日会場にて開始30分前から行います(先着順10名)。
※ 取材を希望する報道関係者は、事前に担当者までご連絡願います。
- 内容：(1) 地域総合治水推進計画の改定について
(2) 主な取り組みについて
(3) 地域総合治水推進計画のフォローアップについて

発表者名 (担当者名)	連絡先電話番号
丹波土木事務所長 鴨川 義宣 (企画調整担当所長補佐 乳原 正文)	0795-73-3828

地域総合治水推進計画の概要

総合治水条例では、計画地域ごとに「地域総合治水推進計画」を策定し、河川や下水道を整備する「ながす」、校庭やため池などを活用し雨水を一時的に貯留・浸透させて流出を抑える「ためる」、浸水した場合でも、被害を小さくする「そなえる」を組み合わせた「総合治水」に取り組んできました。

「地域総合治水推進計画」策定から概ね10年が経過したことから、これまでの取り組み実績を整理したうえで計画改定を行い、関係者と連携しながら更なる総合治水の推進に取り組んでいます。

1 計画地域

丹波県民局管内では、3流域で策定。

- ②阪神西部（武庫川流域圏）（R6.5改定）
- ⑤東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）（改定中）

⑩丹波東部（竹田川流域圏）（改定中）



推進計画の策定地域

2 地域総合治水推進計画の改定経緯

- H24.4 総合治水条例施行
- H26.3 地域総合治水推進計画の策定
- H30.3 中間見直し①
〔水防法の改正等〕
- R3.3 中間見直し②
〔河川対策アクションプログラム追加〕
- R6 策定から概ね10年間 → **今回改定**

3 丹波東部（竹田川）地域総合治水推進計画に記載の概要

●ながす（河川下水道対策）

- ・護岸整備、井堰統合、橋梁改築他
- ・堤防補強 等



被災した河川の改良復旧 前山川

●ためる（流域対策）

- ・開発行為に伴う調整池の設置
- ・ため池、校庭、水田等での雨水貯留浸透機能の確保
- ・既存ダムにおける事前放流の実施
- ・森林の整備及び保全

●そなえる（減災対策）

- ・ハザードマップの更新・配布
- ・防災情報の把握・伝達
- ・防災学習・訓練の実施
- ・フェニックス共済への加入促進